

茲に遣発回国の期に当たり、合に就ちに移知すべし。此れが為に貴国王に備咨す。請煩ねがわくは査照施行せられよ、等の因あり。国に到る。此れを准けたり。

該難民鄴国桂等、貴司暨むまび兩院の皇上の懐柔の鴻慈に仰体し、意を優恤に加え、遣発して返棹せしむるを蒙る。該難民等、曷ぞ銘佩めいに勝えんや。茲に接貢船隻、入閩するに因り、難民鄴国桂等七名を將て各々已に原籍に発回するを除くの外、理として合に咨謝すべし。此れが為に貴司に備咨す。煩為ねがわくは察照施行せられよ。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等处承宣布政使司に咨す

嘉慶二十四年（一八一九）八月初三日

右、本文通り唐より参り候えども、鄴国桂馬艦船の儀、御国元へ漂着、直ちに御届け書差し出し、咨文に相い替わり候所も之れ有り候に付き、御届け書表相い直し候様仰せ渡さるに依り、唐への請咨は本文通り、御国元へは朱書の通り書き直し差し上げ置き申し候。後日に於て見合わせの為、兩様記し置き申し候事。

注*本文書は（二二三―二二四）の咨覆である。

（一）貴司の咨（二二三―二二四）。

（二）仲村渠・高江洲 底本では朱書きで「志多伯・大嶺」に直されている。

（三）銘佩 心に深く刻んで忘れないこと。

2-125-09

国王尚灝の、接貢のため存留通事楊徳宗等に付した執照

（嘉慶二十四《一八一九》、八、三）

琉球国中山王尚（灝）、勅書を恭迎し、併びに使臣を接回せんが事の為にす。

照得したるに、本爵、業すてに嘉慶二十三年秋に貢使耳目官毛惟新・正議大夫鄭克新等を遣わし、表章・方物を齎捧し、天朝に入貢す。経すてに本爵、福建等处承宣布政使司に移咨し、起送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめて案に在り。

茲に還国の期に当たり、例として応に船を撥むくりて接回すべし。

此れが為に特に都通事王崇達等を遣わし、梢役共に八十四員名を帶領し、海船一隻に坐駕し、前すみて福建に至らしむ。皇上の勅書・欽賞の幣帛を恭迎し、併びに京回の使臣毛惟新・鄭克新・梁光地と在閩の存留通事王秉謙等を接むかえて還国せしめんとす。

但だ差つかわす所の員役は文憑無ければ、以て各処の官軍の阻留して便ならざるを致すを恐る。此れが為に王府の礼字第二百二十号の半印勘合の執照一道を給発し、存留通事楊徳宗等に付し、収執して前去せしむ。凡そ遇う所の関津及び沿海巡哨の官軍は、驗実して即便に放行し、留難して阻滯するを得る母なからしめよ。須ら

く執照に至るべき者なり。

計開

在船都通事一員 王崇達 人伴四名

在船使者二員 ⁽²⁾向文彬 人伴八名

存留通事一員 ⁽³⁾蔡基 ⁽¹⁾楊徳崇 人伴六名

管船夥長・直庫二名 ⁽⁵⁾王宏遠 ⁽⁶⁾柳増福

水梢共に六十名

右、執照は存留通事楊徳崇等に付し、此れを准けしむ

嘉慶二十四年（一八一九）八月初三日 給す

注(1) 幣帛 幣も帛も絹で、贈り物の絹。転じて一般に贈り物。

(2) 向文彬 嘉慶二十四年接貢の在船使者。

(3) 蔡基 乾隆二十六年（一七六一）一八二二。首里系蔡氏（古堅家）十世政旭。乾隆四十九年若里之子、五十五年黄冠に陞る。御側仕や御近習などを歴任し、嘉慶二十四年接貢船の官舎を務めた。乾隆六十年父の跡を継ぎ読谷山間切古堅地頭職を授かる（『蔡姓家譜』支流 古堅家）。

(4) 楊徳崇 名嘉地通事親雲上（『家譜』二二）七七四頁、梁允濬（濬）の譜。嘉慶二十四年接貢の存留通事。『宝案』では道光六年進貢の在船都通事（巻一二八）、十五年接貢の在船都通事（巻一六一）としても名がみえる。

(5) 王宏遠 嘉慶二十四年接貢の管船夥長。『宝案』ではほかに道光十二年（巻一五五）、十八年（巻一六七）進貢の都通事としても名がみえる。

(6) 柳増福 嘉慶二十四年接貢の管船直庫。『宝案』では嘉慶二十二

年接貢の管船直庫としても名がみえる（巻一二二）。

2-125-10

国王尚灝より福建布政使司あて、進貢使の上京、貢物の受領、開館貿易等、嘉慶二十三年の進貢関連事項の処置について知らせる咨を受け取り、その措置に感謝するむねの咨

（嘉慶二十四《一八一九》、八、三）

琉球国中山王尚（灝）、咨謝せんが事の為にす。

嘉慶二十四年五月十三日、貴司の咨を准けたるに称すらく、貴国王の咨を准けたるに開す。

照得したるに、本爵は海隅に僻居するも、世々天朝の鴻恩に沐し、貢典に遵依して二年一次す。欽遵して案に在り。

茲に嘉慶二十三年の貢期に当たり、特に耳目官毛惟新・正議大夫鄭克新・都通事梁光地等を遣わし、表章・方物を齎捧し、官伴・水梢共に二百員名を過ぎざるを率領し、海船二隻に坐駕し、煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を分載し、前みて貴司に至りて投納せしめんとす。乞為うらくは、^督撫兩院に転詳して具題し、貢使毛惟新等を將て員に委して護送して京に赴かしめ、聖禧を叩祝せしめられんことを。

併びに乞うらくは、歴貢の事例を查照し、留閩の員役を除くの外、所有の両船の官伴・水梢は事務の完竣するを待ちて来夏の早